

(公印・契印省略)

総 政 企 第 1 号
令和 4 年 1 月 26 日

統計委員会委員長
椿 広 計 殿

総務大臣
金 子 恭 之

諮問第159号
労働力調査の変更について（諮問）

標記について、令和 4 年 1 月 6 日付け総統労第 3 号により総務大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第 2 項において準用する同法第 9 条第 4 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

【公印・契印省略】

総 統 労 第 3 号
令和 4 年 1 月 6 日

総 務 大 臣 殿

総 務 大 臣

基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

労働力調査（注：令和5年5月調査以降）

別紙

申請事項記載書

1 調査の名称
労働力調査

2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>3 調査対象の範囲 (1) 地域的範囲 <u>(<input checked="" type="checkbox"/>全国 <input type="checkbox"/>その他)</u></p> <p>(2) 属性的範囲 <u>(<input checked="" type="checkbox"/>個人 <input checked="" type="checkbox"/>世帯 <input type="checkbox"/>事業所 <input type="checkbox"/>企業・法人・団体 <input type="checkbox"/>地方公共団体 <input type="checkbox"/>その他)</u></p> <p>4 報告を求める <u>個人又は法人その他の団体</u> (1) <u>報告者数</u> ①② (略)</p> <p>(注) <u>報告者数の考え方については、別添1の(3)のとおり</u></p>	<p>3 調査対象の範囲 (1) 地域的範囲 <u>全国</u></p> <p>(2) 属性的範囲 <u>世帯</u></p> <p>4 報告を求める者 (1) 数 ①② (略)</p>	<p>調査計画の様式の変更に伴う修正 (以下「様式修正」という。)</p> <p>様式修正</p> <p>様式修正</p> <p>報告者数について、一般的な実配布数と異なる特殊な概念を用いていることから、その考え方について追記</p>

変更案	変更前	変更理由
<p>(2) 報告者の選定方法 (□全数 ■無作為抽出 (□全数階層あり) □有意抽出)</p> <p>① 労働力調査基礎調査票 労働力調査基礎調査票の報告を求め る世帯 (以下「報告世帯」という。) は、(中略) 標本調査区内にある世帯 の中から 1 標本調査区当たり <u>16世帯</u> を基本とし、計約40,000世帯を報告世 帯として選定する。(以下略)</p> <p>② 労働力調査特定調査票 前記4 (1) ①の報告世帯のうち、 2年目の2か月目に該当する報告世 帯を、労働力調査特定調査票の報告を 求める世帯として選定する。</p> <p>(3) 報告義務者 後記5 (1) ①中のアに掲げる事項に ついては調査世帯の世帯員が、後記5 (1) ①中のイ及び後記5 (1) ②に掲 げる事項については調査世帯の15歳以 上の世帯員が、後記5 (1) ①中のウに 掲げる事項については調査世帯の世帯 主がそれぞれ報告しなければならない。</p>	<p>(2) 選定の方法 (□全数 ■無作為抽出 □有意抽出)</p> <p>① 労働力調査基礎調査票 労働力調査基礎調査票の報告を求 める世帯 (以下「報告世帯」という。) は、(中略) 標本調査区内にある世帯 の中から 1 標本調査区当たり <u>約15世</u> <u>帯</u>、計約40,000世帯を報告世帯として 選定する。(以下略)</p> <p>② 労働力調査特定調査票 <u>報告世帯 (約40,000世帯)</u> のうち、 2年目の2か月目に該当する報告世 帯 <u>(約10,000世帯)</u> を、労働力調査特 定調査票の報告を求める世帯として 選定する。</p> <p>(3) 報告義務者 ① 後記5 (1) ①中のアに掲げる事項 については調査世帯の世帯員が、後記 5 (1) ①中のイ及び後記5 (1) ② に掲げる事項については調査世帯の 15歳以上の世帯員が、後記5 (1) ① 中のウに掲げる事項については調査 世帯の世帯主がそれぞれ報告しなけ ればならない。 ② 前記①の規定による報告は、調査票 に記入し、調査員の質問に答え、調査 票を提出することにより行うものと</p>	<p>様式修正</p> <p>1 標本調査区内で選定する世帯の基本数を変 更することに伴う修正</p> <p>前記4 (1) ①との関係性を明確化するための 修正</p> <p>記載上の整理</p> <p>調査方法の記載との整理</p>

変更案	変更前	変更理由
<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 (1) 報告を求める事項 ①② (略)</p> <p><u>[集計しない事項の有無 <input type="checkbox"/>無 <input checked="" type="checkbox"/>有]</u> <u>・氏名は、内容審査の際の問合せにのみ用いるものであり、集計は行わない。</u></p> <p>6 報告を求めるために用いる方法 (1) 調査系統 総務省－都道府県－指導員－調査員－<u>報告者</u></p> <p>(2) 調査方法 <input checked="" type="checkbox"/>郵送調査 <input checked="" type="checkbox"/>オンライン調査(<input checked="" type="checkbox"/>政府統計共同利用システム <input type="checkbox"/>独自のシステム <input type="checkbox"/>電子メール) <input checked="" type="checkbox"/>調査員調査 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p><u>[調査方法の概要]</u> ①② (略)</p> <p>7 報告を求める期間 (1) 調査の周期 <input type="checkbox"/>1回限り <input checked="" type="checkbox"/>毎月 <input type="checkbox"/>四半期 <input type="checkbox"/></p>	<p><u>する。</u></p> <p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 (1) 報告を求める事項 ①② (略)</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法 (1) <u>調査組織</u> 総務省－都道府県－指導員－調査員－<u>調査世帯</u></p> <p>(2) 調査方法(<input checked="" type="checkbox"/>調査員調査 <input checked="" type="checkbox"/>郵送調査 <input checked="" type="checkbox"/>オンライン調査 <input type="checkbox"/>その他 ())</p> <p>7 報告を求める期間 (1) 調査の周期 <u>月</u></p>	<p>様式修正</p> <p>様式修正</p> <p>様式修正</p> <p>様式修正</p>

変更案	変更前	変更理由														
<p>1年 <input type="checkbox"/> 2年 <input type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 不定期 <input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)</p> <p>9 調査結果の公表の方法及び期日 (1) 公表の方法 (<input checked="" type="checkbox"/> e-Stat <input type="checkbox"/> インターネット (e-Stat以外) <input checked="" type="checkbox"/> 印刷物 <input type="checkbox"/> 閲覧 ()) (2) 公表の期日 下表のとおり</p> <table border="1" data-bbox="271 754 701 1399"> <thead> <tr> <th>公表の方法</th> <th>公表の対象</th> <th>公表の期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>印刷物 (労働力調査 (速報))</td> <td>基本集計(全国)について 月別、四半期平均、年平均及び年度平均</td> <td>月別は原則として調査月の翌月末 四半期平均は各四半期の最終月分の速報公表日 年平均は12月分の速報公表日 年度平均は3月分の速報公表日</td> </tr> </tbody> </table>	公表の方法	公表の対象	公表の期日	印刷物 (労働力調査 (速報))	基本集計(全国)について 月別、四半期平均、年平均及び年度平均	月別は原則として調査月の翌月末 四半期平均は各四半期の最終月分の速報公表日 年平均は12月分の速報公表日 年度平均は3月分の速報公表日	<p>9 調査結果の公表の方法及び期日 調査の結果は、集計完了の都度、インターネットへの掲載及び所定の刊行物又は閲覧に供する方法で公表する。</p> <table border="1" data-bbox="846 754 1361 1399"> <thead> <tr> <th>公表の方法</th> <th>公表の対象</th> <th>公表の期日</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>刊行物 (労働力調査 (速報))</td> <td>基本集計(全国)について 月別、四半期平均、年平均及び年度平均</td> <td>月別は原則として調査月の翌月 四半期平均は各四半期の最終月分の速報公表日 年平均は12月分の速報公表日 年度平均は3月分の速報公表日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公表の方法	公表の対象	公表の期日	備考	刊行物 (労働力調査 (速報))	基本集計(全国)について 月別、四半期平均、年平均及び年度平均	月別は原則として調査月の翌月 四半期平均は各四半期の最終月分の速報公表日 年平均は12月分の速報公表日 年度平均は3月分の速報公表日		<p>様式修正</p> <p>記載上の整理 公表期日の具体化</p>
公表の方法	公表の対象	公表の期日														
印刷物 (労働力調査 (速報))	基本集計(全国)について 月別、四半期平均、年平均及び年度平均	月別は原則として調査月の翌月末 四半期平均は各四半期の最終月分の速報公表日 年平均は12月分の速報公表日 年度平均は3月分の速報公表日														
公表の方法	公表の対象	公表の期日	備考													
刊行物 (労働力調査 (速報))	基本集計(全国)について 月別、四半期平均、年平均及び年度平均	月別は原則として調査月の翌月 四半期平均は各四半期の最終月分の速報公表日 年平均は12月分の速報公表日 年度平均は3月分の速報公表日														

変更案			変更前			変更理由		
	基本集計（地域別）について四半期平均及び年平均	四半期平均は原則として四半期の最終調査月の <u>翌月末</u> 年平均は10～12月平均の速報公表日		基本集計（地域別）について四半期平均及び年平均	四半期平均は原則として四半期の最終調査月の <u>翌月</u> 年平均は10～12月平均の速報公表日	公表期日の具体化		
	詳細集計（全国）について四半期平均及び年平均	四半期平均は四半期の最終調査月の <u>翌々月上旬</u> 年平均は10～12月平均の速報公表日		詳細集計（全国）について四半期平均及び年平均	四半期平均は四半期の最終調査月の <u>翌々月</u> 年平均は10～12月平均の速報公表日		公表期日の具体化	
印刷物（労働力調査年報）	基本集計（全国）について月別、四半期平均及び年平均	調査年の翌年の <u>5月下旬</u> の予定	刊行物（労働力調査年報）	基本集計（全国）について月別、四半期平均及び年平均	調査年の翌年の <u>5月</u> の予定		記載上の整理 公表期日の具体化	
	基本集計			基本集計				

変更案				変更前				変更理由
	計（地域別）について四半期平均及び年平均				計（地域別）について四半期平均及び年平均			
	詳細集計（全国）について四半期平均及び年平均				詳細集計（全国）について四半期平均及び年平均			
e-Stat	基本集計（全国）について月別、四半期平均、年平均及び年度平均	月別は各月分の速報公表日 四半期平均は各四半期分の速報公表日 年平均は各年分の速報公表日 年度平均は各年度分の速報公表日		<u>インターネットへの掲載及び閲覧（電磁的記録又は電磁的記録を出力用紙に表示したも</u>	基本集計（全国）について月別、四半期平均、年平均及び年度平均	月別は各月分の速報公表日 四半期平均は各四半期分の速報公表日 年平均は各年分の速報公表日 年度平均は各年度分の速報公表日	<u>インターネットへの掲載はe-Stat、閲覧は総務省統計図書館において行う。</u>	全ての集計表について e-Stat に掲載しており、閲覧公表については実態がないことから削除

変更案				変更前				変更理由						
	基本集計（地域別）について四半期平均及び年平均	四半期平均は各四半期の速報公表日 年平均は各年分の速報公表日		の)	基本集計（地域別）について四半期平均及び年平均	四半期平均は各四半期の速報公表日 年平均は各年分の速報公表日		様式修正						
	詳細集計（全国）について四半期平均及び年平均	四半期平均は各四半期の速報公表日 年平均は各年分の速報公表日			詳細集計（全国）について四半期平均及び年平均	四半期平均は各四半期の速報公表日 年平均は各年分の速報公表日								
10 使用する統計基準等 <input checked="" type="checkbox"/> 使用する → <input checked="" type="checkbox"/> 日本標準産業分類 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 日本標準職業分類 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 使用しない				10 使用する統計基準										
11 調査票情報の保存期間及び保存責任者				11 調査票情報の保存期間及び保存責任者										
		<table border="1"> <tr> <td>関係書類名</td> <td>保存期間</td> <td>保存責任者</td> </tr> </table>	関係書類名	保存期間	保存責任者			<table border="1"> <tr> <td>関係書類名</td> <td>保存期間</td> <td>保存責任者</td> </tr> </table>		関係書類名	保存期間	保存責任者		記載ぶりの修正
関係書類名	保存期間	保存責任者												
関係書類名	保存期間	保存責任者												

変更案			変更前			変更理由
記入済み調査票	1年	総務省統計局長	調査票	1年	総務省統計局長	
調査票の内容(氏名を除く。)を記録した電磁的記録	永年	総務省統計局長	調査票の内容(氏名を除く。)が転写されている電磁的記録	永年	総務省統計局長	
<p>別添1 標本抽出方法</p> <p>(1) 調査区の抽出(第1次抽出) 第1次抽出における調査区の抽出は、(中略)系統抽出法により行う。この系統抽出は、各調査区のウエイト(16世帯がほぼ1ウエイトとなるように各調査区に付されている値)に基づく確率比例抽出によっている。毎月の標本調査区数は約2,900となっている。(以下略)</p> <p>(2) 住戸の抽出(第2次抽出) 第2次抽出における住戸の抽出は、第1次抽出で抽出された調査区(以下「標本調査区」という。)にある全ての住戸のうちから、1調査区当たりほぼ16となるように所定の抽出率(ウエイトの逆数に等しい。)及び抽出起番号を用いて系統(等間隔)抽出により行う。</p>			<p>別添1 標本抽出方法</p> <p><u>1 標本抽出の方法</u></p> <p>(1) 調査区の抽出(第1次抽出) 第1次抽出における調査区の抽出は、(中略)系統抽出法により行う。この系統抽出は、各調査区のウエイト(15世帯がほぼ1ウエイトとなるように各調査区に付されている値)に基づく確率比例抽出によっている。毎月の標本調査区数は約2,900となっている。(以下略)</p> <p>(2) 住戸の抽出(第2次抽出) 第2次抽出における住戸の抽出は、第1次抽出で抽出された調査区(以下「標本調査区」という。)にある全ての住戸のうちから、1調査区当たりほぼ15となるように所定の抽出率(ウエイトの逆数に等しい。)及び抽出起番号を用いて系統(等間隔)抽出により行う。</p>			<p>記載上の整理</p> <p>1 標本調査区内で選定する世帯の基本数を変更することに伴う修正</p> <p>1 標本調査区内で選定する世帯の基本数を変更することに伴う修正</p>

変更案	変更前	変更理由
<p>(3) 調査計画上の報告者数の考え方(参考)</p> <p><u>本調査では、前記(2)ウのとおり、毎月1/2の調査世帯が更新されるとともに、各標本調査区における報告者数は、調査区ごとに選定された世帯の状況によって異なる。</u></p> <p><u>このような本調査の特殊性を踏まえ、本調査の調査計画における「報告者数」は、世帯員約110,000人(15歳以上の世帯員約100,000人)の情報を得るために必要と考えられる世帯数について、選定した世帯が全て2人以上の世帯であると仮定した場合の世帯数(換算世帯数、約40,000世帯)とすることにより、安定的な記載としている。</u></p>	<p>(追記)</p>	<p>報告者数について、一般的な実配布数と異なる特殊な概念を用いていることから、その考え方について追記</p>

調査計画（変更後）

1 調査の名称
労働力調査

2 調査の目的
本調査は、国民の就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体
その他）

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

① 労働力調査基礎調査票

約40,000世帯及びその世帯員約110,000人（母集団の大きさ 約5000万世帯、約1億3000万人）

② 労働力調査特定調査票

約10,000世帯及びその世帯員のうち15歳以上の者約25,000人（母集団の大きさ 約5000万世帯、約1億1000万人）

（注）報告者数の考え方については、別添1の（3）のとおり

(2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

① 労働力調査基礎調査票

労働力調査基礎調査票の報告を求める世帯（以下「報告世帯」という。）は、層化2段抽出法により選定する。具体的には、国勢調査調査区の中から地域別・調査区の特性別に約2,900調査区（以下「標本調査区」という。）を抽出し、標本調査区内にある世帯の中から1標本調査区当たり16世帯を基本とし、計約40,000世帯を報告世帯として選定する。

なお、標本調査区は2年間固定し、選定した標本調査区では、各年とも、同一の連続する4か月のみ調査を行う。その際には、前半の2か月と後半の2か月で別の報告世帯に報告を求める（すなわち、報告世帯は、2年間にわたり、同じ2か月についてのみ報告を行うことになる。）。

また、標本調査区の変更に伴うデータの不連続が大きくなるようにするため、標本調査区は、毎月約8分の1ずつ変更する（詳細は別添1のとおり）。

② 労働力調査特定調査票

前記4(1)①の報告世帯のうち、2年目の2か月目に該当する報告世帯を、労働力調査特定調査票の報告を求める世帯として選定する。

(3) 報告義務者

後記5(1)①中のアに掲げる事項については調査世帯の世帯員が、後記5(1)①中のイ及び後記5(1)②に掲げる事項については調査世帯の15歳以上の世帯員が、後記5(1)①中のウに掲げる事項については調査世帯の世帯主がそれぞれ報告しなければならない。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

① 労働力調査基礎調査票（別添2）

ア 全ての世帯員に関する事項（15歳未満の世帯員については、1か月目に行う調査においてのみ対象とする。）

- (ア) 男女の別
- (イ) 出生の年月
- (ウ) 世帯主との続き柄

イ 15歳以上の世帯員に関する事項

- (ア) 氏名
- (イ) 配偶の関係
- (ウ) 調査の期日を最終日とする7日間における就業状態
- (エ) 所属の事業所の名称、経営組織及び事業の種類
- (オ) 所属の企業全体の従業者数
- (カ) 仕事の種類
- (キ) 勤めか自営かの別及び勤め先における呼称
- (ク) 雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間
- (ケ) 1週間の就業時間及び就業日数
- (コ) 1か月間の就業日数
- (サ) 最近の求職活動の時期
- (シ) 就業の可能性
- (ス) 探している仕事の位置付け（主にする仕事か又はかたわらにする仕事か）
- (セ) 求職の理由

ウ 世帯に関する事項

- (ア) 15歳以上の世帯員の数及び男女、年齢階級別15歳未満の世帯員の数
- (イ) 世帯員の異動状況（2か月目の世帯についてのみ調査を行う。）

② 労働力調査特定調査票（2年目の2か月目の世帯についてのみ調査を行う。）
（別添3）

ア 15歳以上の世帯員に関する事項

- (ア) 氏名
- (イ) 在学、卒業等教育の状況
- (ウ) 仕事からの年間収入

イ 就業者に関する事項

- (ア) 短時間就業及び休業の理由
- (イ) 就業時間増減希望の有無
- (ウ) 現職に就いた時期
- (エ) 今の雇用形態を選んだ理由
- (オ) 転職などの希望の有無
- (カ) 就業時間の増加及び仕事の追加の可否
- (キ) 前職の有無
- ウ 失業者に関する事項
 - (ア) 求職活動の方法
 - (イ) 求職活動の期間
 - (ウ) 探している仕事の形態
 - (エ) 就職できない理由
 - (オ) 前職の有無
- エ 非労働力人口に関する事項
 - (ア) 就業の希望の有無
 - (イ) 非求職の理由
 - (ウ) 希望する又は内定している仕事の形態
 - (エ) 就業の可能性
 - (オ) 前職の有無
- オ 前職のある者に関する事項
 - (ア) 前職の従業上の地位及び雇用形態
 - (イ) 前職の事業の種類
 - (ウ) 前職の仕事の種類
 - (エ) 前職の企業全体の従業者数
 - (オ) 前職をやめた時期
 - (カ) 前職をやめた理由

[集計しない事項の有無 無 有]

・氏名は、内容審査の際の問合せにのみ用いるものであり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

調査は、毎月末日（ただし、12月は26日）現在によって行う。

就業状態については、毎月の末日に終わる1週間（ただし、12月は20日から26日までの1週間）の状態を調査する。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

総務省－都道府県－指導員－調査員－報告者

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査（政府統計共同利用システム 独自のシステム
電子メール） 調査員調査 その他（ ）

[調査方法の概要]

① 統計調査員

ア 都道府県知事は、統計調査員として指導員及び調査員を置く。

指導員及び調査員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、担当調査区内にある調査世帯に係る調査票の配布及び取集、関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

イ 前記アの規定にかかわらず、指導員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、調査員に対する指導、調査票その他関係書類の検査、実地検査票^(注)の作成及びこれらに附帯する事務を行うものとする。

(注) 実地検査とは、指導員が調査員の行った事務を実地に検査し、その結果を基に実地検査票を作成し、都道府県知事を経由して総務大臣に報告するものであり、統計法（平成19年法律第53号）第15条に規定する立入検査等とは異なる。

ウ 前記ア及びイの規定にかかわらず、特別の事情により調査員が前記アの事務の一部を行うことができないときは、都道府県知事の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

② 調査の方法

ア 調査票の配布・取集とも調査員（前記①ウの規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。以下同じ。）が行う自計調査として行う。

ただし、前記5（1）①中のウに掲げる事項については、調査員が世帯主の報告に基づき、調査票に記入する。

また、災害等に起因し、調査員が訪問することによる調査票の配布・取集が困難な場合は、郵送により調査票を配布・取集することができる。

イ 調査世帯は、調査票について、政府統計共同利用システムにアクセスして回答することができる。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期

その他（ ）

（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年）

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査対象月の翌月3日（ただし、12月分に係る調査は12月29日）までに調査票の取集を行う。

8 集計事項

次に掲げる事項について集計する（詳細は別添4のとおり）。

① 15歳以上人口について、就業・不就業状態に関する事項

- ② 15歳以上人口について、教育及び収入に関する事項
- ③ 15歳以上人口について、前職に関する事項
- ④ 就業者について、現職に就いた時期、産業、従業上の地位・雇用形態、雇用契約期間、従業者階級、職業及び経営組織に関する事項
- ⑤ 就業者について、週間就業時間、週間就業日数及び月間就業日数に関する事項
- ⑥ 就業者について、転職、就業時間増減希望及び就業時間増加の可否に関する事項
- ⑦ 失業者について、就職できない理由、探している仕事及び求職理由に関する事項
- ⑧ 失業者及び非労働力人口について、求職活動の状況に関する事項
- ⑨ 非労働力人口について、新規就業希望に関する事項及び就業の可能性に関する事項
- ⑩ その他就業又は不就業の状態及びこれに附帯する事項

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法 (e-Stat インターネット (e-Stat以外) 印刷物 閲覧
())

(2) 公表の期日

下表のとおり

公表の方法	公表の対象	公表の期日
印刷物 (労働力調査 (速報))	基本集計(全国)について月別、四半期平均、年平均及び年度平均	月別は原則として調査月の翌月末 四半期平均は各四半期の最終月分の速報公表日 年平均は12月分の速報公表日 年度平均は3月分の速報公表日
	基本集計(地域別)について四半期平均及び年平均	四半期平均は原則として四半期の最終調査月の翌月末 年平均は10～12月平均の速報公表日
	詳細集計(全国)について四半期平均及び年平均	四半期平均は四半期の最終調査月の翌々月上中旬 年平均は10～12月平均の速報公表日
印刷物 (労働力調査 年報)	基本集計(全国)について月別、四半期平均及び年平均	調査年の翌年の5月下旬の予定
	基本集計(地域別)について四半期平均及び年平均	
	詳細集計(全国)について四半期平均及び年平均	
e-Stat	基本集計(全国)について月別、四半期平均、年平均及び年度平均	月別は各月分の速報公表日 四半期平均は各四半期分の速報公表日 年平均は各年分の速報公表日 年度平均は各年度分の速報公表日
	基本集計(地域別)について四半期平均及び年平均	四半期平均は各四半期分の速報公表日 年平均は各年分の速報公表日

	詳細集計（全国）について四半期平均及び年平均	四半期平均は各四半期分の速報公表日 年平均は各年分の速報公表日
--	------------------------	------------------------------------

10 使用する統計基準等

- 使用する → 日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他（ ）
使用しない

産業分類及び職業分類は、それぞれ日本標準産業分類及び日本標準職業分類に基づいたものとするが、大分類項目を除く分類項目の一部については、分類項目を細分し、又は分類項目のいずれかを集約して表章に利用する。

ただし、「労働力統計における統計基準適用上の特記事項」（別添5、別添6及び別添7）に掲げる分類項目についてはこの限りではない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類名	保存期間	保存責任者
記入済み調査票	1年	総務省統計局長
調査票の内容（氏名を除く。） を記録した電磁的記録	永年	総務省統計局長

12 立入検査等の対象とすることができる事項
該当なし。

標本抽出方法

この調査は、層化2段抽出法による標本調査であり、調査区*を第1次抽出単位とし、住戸**を第2次抽出単位としている。

* 国勢調査調査区

** 住宅やその他の建物の各戸で、一つの世帯が居住できるようになっている建物又は建物の一区画

(1) 調査区の抽出（第1次抽出）

第1次抽出における調査区の抽出は、各地域*ごとに全ての調査区を国勢調査の結果等に基づく特性により層に分けて、各地域の各層ごとに、所定の抽出率と所定の抽出起番号を用いて系統抽出法により行う。この系統抽出は、各調査区のウエイト（16世帯がほぼ1ウエイトとなるように各調査区に付されている値）に基づく確率比例抽出によって行っている。毎月の標本調査区数は約2,900となっている。

ただし、刑務所・拘置所等のある区域**（国勢調査調査区の後置番号が5の調査区）、自衛隊区域**（同6の調査区）、駐留軍区域（同7の調査区）及び水面調査区（同9の調査区）については、抽出を行っていない。

* 北海道、東北（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）、南関東（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）、北関東・甲信（茨城県、栃木県、群馬県、山梨県及び長野県）、北陸（新潟県、富山県、石川県及び福井県）、東海（岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県）、近畿（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）、中国（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県）、四国（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）及び九州・沖縄（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）の10地域。ただし、層化及び抽出は沖縄県を独立の1地域とした11地域別に行う。

** 刑務所・拘置所等のある区域及び自衛隊区域については、それぞれ法務省、防衛省からそれら施設内の居住者数の資料を得て集計に加えている。具体的には、刑務所・拘置所等の矯正施設収容者を非労働力人口に、自衛官の営舎内居住者を就業者それぞれ加えている。

ただし、詳細集計では、特定調査票の調査項目を両省資料から集計するのは困難であることから、これらについて集計対象とはしていない。

(2) 住戸の抽出（第2次抽出）

第2次抽出における住戸の抽出は、第1次抽出で抽出された調査区（以下「標本調査区」という。）にある全ての住戸のうちから、1調査区当たりほぼ16となるように所定の抽出率（ウエイトの逆数に等しい。）及び抽出起番号を用いて系統（等間隔）抽出により行う。抽出された住戸に居住する全ての世帯（合計約4万世帯）が調査対象となる。

ア 月次結果や年平均結果の精度と、月々及び年間の変化を見る場合の精度とを考慮し、一つの標本調査区は4か月間調査を行い、前半（2か月間）と後半（2か月間）とで調査区内の調査世帯（第2次抽出で抽出された住戸に居住する世帯）を替えている。

イ 前年の結果との比較の精度を高めるため、標本調査区として選定された調査区は、翌年の同月に再び調査を行う*。

すなわち、毎月の全標本調査区のうち、半数はその年に新たに調査を行う調査区（したがって、翌年同月に再び調査を行う調査区。以下「1年目調査区」という。）となり、残り半数は前年同月に調査を行った調査区（以下「2年目調査区」という。）となるようにしている。

* 各標本調査区について、翌年までに無くなった住戸に居住していた調査世帯は調査から除かれる。

一方、新設された住戸は名簿に追加され、その名簿から住戸が追加抽出されそこに居住する世帯が調査世帯に追加される。

ウ 以上の標本交替を行うため及び推定値の標本誤差の算出のため、標本調査区は、調査開始月（A、B、C又はDで表す。）及び1年目調査区か2年目調査区か（それぞれ1又は2で表す。）により区分され次のような8組の副標本で構成されている。なお、各副標本は、それぞれ同等な全国の無作為標本となるように設計されている。

8組の副標本

A 1 …… 1月、5月又は9月に調査開始の1年目調査区

A 2 …… 1月、5月又は9月に調査開始の2年目調査区

B 1 …… 2月、6月又は10月に調査開始の1年目調査区

B 2 …… 2月、6月又は10月に調査開始の2年目調査区

C 1 …… 3月、7月又は11月に調査開始の1年目調査区

C 2 …… 3月、7月又は11月に調査開始の2年目調査区

D 1…………4月、8月又は12月に調査開始の1年目調査区

D 2…………4月、8月又は12月に調査開始の2年目調査区

このように、副標本8組のうち、4組は1年目調査区で、残り4組は2年目調査区となる。

この結果、いずれの月においても、これらの副標本のうち、2組（すなわち標本調査区の数にすると1/4）について標本調査区の交替が行われ、他の2組について同一調査区の中で調査世帯の交替が行われる。したがって、標本調査区が交替する組と標本調査区の中の調査世帯が交替する組とを合わせると、毎月1/2の調査世帯が更新されることになる。

なお、特定調査票の調査世帯は2年目2か月目に当たる2組のもの（A 2及びC 2の組又はB 2及びD 2の組）である*。

* 詳細集計の調査規模は基本集計の約4分の1となっている。

(3) 調査計画上の報告者数の考え方（参考）

本調査では、前記（2）ウのとおり、毎月1/2の調査世帯が更新されるとともに、各標本調査区における報告者数は、調査区ごとに選定された世帯の状況によって異なる。

このような本調査の特殊性を踏まえ、本調査の調査計画における「報告者数」は、世帯員約110,000人（15歳以上の世帯員約100,000人）の情報を得るために必要と考えられる世帯数について、選定した世帯が全て2人以上の世帯であると仮定した場合の世帯数（換算世帯数、約40,000世帯）とすることにより、安定的な記載としている。



労働力調査 基礎調査票

この調査は、統計法に基づき政府が実施する基幹統計調査です。秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

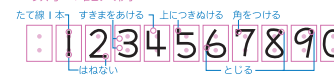
政府統計

総務省統計局

令和 年 月分 (: か月目)

- 記入には必ず黒の鉛筆又は黒のシャープペンシルを使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。
- 答えを記入する欄が○の場合は、当てはまる○を●のように一つだけぬりつぶしてください。
- 答えを数字で記入する欄は、右の例のように、枠からはみださないように、右づめで書いてください。

<数字の記入例>



この調査票は、機械にかけますので、汚れたり、丸めたり、折られたり、最初に折られたり、折らないでください。

<p>15歳以上の人について記入してください</p> <p>① 氏名及び男女の別</p> <p>・ くだん住んでいる 15歳以上の人を もれなく書いてください</p> <p>② 世帯主との続き柄</p> <p>・ 孫の配偶者は孫に 兄弟姉妹の配偶者は兄弟姉妹に含めます</p> <p>・ 世帯主の配偶者の父母・祖父母・兄弟姉妹は それぞれ 父母・祖父母・兄弟姉妹に含めます</p> <p>③ 出生の年月</p> <p>・ 該当する元号又は西暦に記入したうえで 年及び月を書いてください</p> <p>・ 年を西暦で記入する場合は 西暦年の4ケタを書いてください</p> <p>④ 配偶の関係</p> <p>・ 配偶者の有無は届出の有無に関係なく記入してください</p> <p>⑤ 月末1週間(ただし12月は20~26日)に仕事をしたかどうかの別</p> <p>・ 月末1週間に少しでも仕事をしたかどうかについて 記入してください</p> <p>・ 仕事とは 収入をとまう仕事をいい 自家営業(個人経営の商店や農家など)の手伝いや内職も含めます</p> <p>(「基礎調査票の記入のしかた」参照)</p> <p>⑥ 月末1週間(ただし12月は20~26日)に仕事をした日数と時間</p> <p>・ 副業・内職・臨時の仕事をした時間も すべて含めてください</p> <p>・ ⑤欄で「仕事を休んでいた」と答えた人は「0」と書いてください</p> <p>・ 「基礎調査票の記入のしかた」のおぼえ書き欄を利用してください</p> <p>⑦ 当月の1か月間に仕事をした日数</p>	1	2	3	4
	(氏名) _____	(氏名) _____	(氏名) _____	(氏名) _____
	男 ○ 女 ○	男 ○ 女 ○	男 ○ 女 ○	男 ○ 女 ○
	世帯主 ○ 世帯主の配偶者 ○ 子の配偶者 ○ 子の配偶者 ○ 孫の配偶者 ○ 父母 ○ 祖父母 ○ 兄弟姉妹 ○ 他 ○	世帯主 ○ 世帯主の配偶者 ○ 子の配偶者 ○ 子の配偶者 ○ 孫の配偶者 ○ 父母 ○ 祖父母 ○ 兄弟姉妹 ○ 他 ○	世帯主 ○ 世帯主の配偶者 ○ 子の配偶者 ○ 子の配偶者 ○ 孫の配偶者 ○ 父母 ○ 祖父母 ○ 兄弟姉妹 ○ 他 ○	世帯主 ○ 世帯主の配偶者 ○ 子の配偶者 ○ 子の配偶者 ○ 孫の配偶者 ○ 父母 ○ 祖父母 ○ 兄弟姉妹 ○ 他 ○
	明治 ○ 大正 ○ 昭和 ○ 平成 ○ 西暦 ○	明治 ○ 大正 ○ 昭和 ○ 平成 ○ 西暦 ○	明治 ○ 大正 ○ 昭和 ○ 平成 ○ 西暦 ○	明治 ○ 大正 ○ 昭和 ○ 平成 ○ 西暦 ○
	未婚 ○ 配偶者あり ○ 死別・離別 ○	未婚 ○ 配偶者あり ○ 死別・離別 ○	未婚 ○ 配偶者あり ○ 死別・離別 ○	未婚 ○ 配偶者あり ○ 死別・離別 ○
	おもに仕事 ○ 通学のかたわらに仕事 ○ 家事などのかたわらに仕事 ○ 仕事を休んでいた ○ 仕事を探していた ○ 通学 ○ 家事 ○ その他(高齢者など) ○	おもに仕事 ○ 通学のかたわらに仕事 ○ 家事などのかたわらに仕事 ○ 仕事を休んでいた ○ 仕事を探していた ○ 通学 ○ 家事 ○ その他(高齢者など) ○	おもに仕事 ○ 通学のかたわらに仕事 ○ 家事などのかたわらに仕事 ○ 仕事を休んでいた ○ 仕事を探していた ○ 通学 ○ 家事 ○ その他(高齢者など) ○	おもに仕事 ○ 通学のかたわらに仕事 ○ 家事などのかたわらに仕事 ○ 仕事を休んでいた ○ 仕事を探していた ○ 通学 ○ 家事 ○ その他(高齢者など) ○
仕事をした日数 : : 日	仕事をした日数 : : 日	仕事をした日数 : : 日	仕事をした日数 : : 日	
仕事をした時間 : : : 時間	仕事をした時間 : : : 時間	仕事をした時間 : : : 時間	仕事をした時間 : : : 時間	
当月の1か月間に : : 日	当月の1か月間に : : 日	当月の1か月間に : : 日	当月の1か月間に : : 日	

電話番号

— —

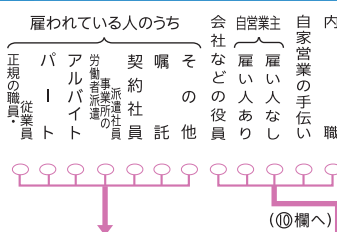
わからないことがあった場合 問合せに利用させていただきますので 記入をお願いします

<p>15歳未満の人について記入してください</p> <p>1か月目調査世帯のみ 記入してください</p>	51	52	53	54	
	(1) 男女の別	男 ○ 女 ○	男 ○ 女 ○	男 ○ 女 ○	男 ○ 女 ○
	(2) 世帯主との続き柄	子 ○ 孫 ○ 兄弟姉妹 ○ 他 ○ 親族 ○ その他 ○	子 ○ 孫 ○ 兄弟姉妹 ○ 他 ○ 親族 ○ その他 ○	子 ○ 孫 ○ 兄弟姉妹 ○ 他 ○ 親族 ○ その他 ○	子 ○ 孫 ○ 兄弟姉妹 ○ 他 ○ 親族 ○ その他 ○
(3) 出生の年月	平成 ○ 令和 ○ 西暦 ○	平成 ○ 令和 ○ 西暦 ○	平成 ○ 令和 ○ 西暦 ○	平成 ○ 令和 ○ 西暦 ○	

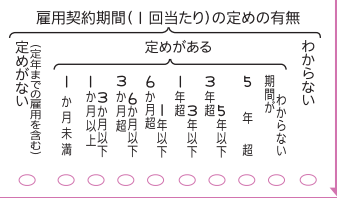
調査員記入欄	調査区符号 : : : :	前月調査以後の異動	継続 ○ 新15 ○ 転入 ○ 追加 ○ 転出 ○ 除外 ○ その他 ○	継続 ○ 新15 ○ 転入 ○ 追加 ○ 転出 ○ 除外 ○ その他 ○	継続 ○ 新15 ○ 転入 ○ 追加 ○ 転出 ○ 除外 ○ その他 ○	継続 ○ 新15 ○ 転入 ○ 追加 ○ 転出 ○ 除外 ○ その他 ○
	世帯符号 : : : - : :	※ 2か月目のみ記入	継続 ○ 新15 ○ 転入 ○ 追加 ○ 転出 ○ 除外 ○ その他 ○	継続 ○ 新15 ○ 転入 ○ 追加 ○ 転出 ○ 除外 ○ その他 ○	継続 ○ 新15 ○ 転入 ○ 追加 ○ 転出 ○ 除外 ○ その他 ○	継続 ○ 新15 ○ 転入 ○ 追加 ○ 転出 ○ 除外 ○ その他 ○
	基礎調査票 : 枚のうち : 枚目	15歳以上総数 : : 人	15歳未満 (男 : : 人 女 : : 人)	(0~3歳 : : 人 4~6歳 : : 人 7~9歳 : : 人 10~12歳 : : 人 13~14歳 : : 人)		

仕事の内容... 12月までの仕事をした人は一番長い時間した仕事について記入してください

⑧ 勤めか自営かの別及び勤め先における呼称
・今の仕事について 雇われている人は勤め先での呼称を記入してください
・労働者派遣事業所の派遣社員とは 労働者派遣法に基づく人をいいます
・上記以外の 派遣されている人(パートの派遣店員など)は 派遣元の事業所における呼称について記入してください



⑨ 雇用契約期間の定め有無及び1回当たりの雇用契約期間
・1回当たりの雇用契約期間とは 現時点で結んでいる雇用契約に定められた雇用契約期間をいいます
・期間がわからないとは 雇用契約期間の定めがあることはわかっているが雇用契約期間そのものがわからない場合をいいます



⑩ 勤め先・業主などの経営組織・名称及び事業の内容
・その他には 官公庁・公社・私立学校・医療法人・社会福祉法人・非営利法人(NPO)・その他の法人・団体などが含まれます
・仕事をしている事務所・工場・店などの名称及び事業の内容をくわしく書いてください
・労働者派遣事業所の派遣社員は 派遣先について書いてください

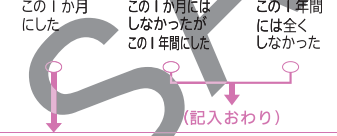


⑪ 本人の仕事の内容
・本人の仕事の内容をくわしく書いてください

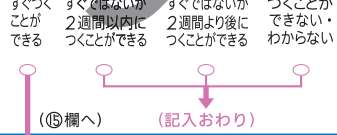
⑫ 勤め先・業主などの企業全体の従業者数
・本社・本店や出張所などを含めた企業全体の従業者総数(パートなども含む)を記入してください
・国営・公営の事業所に雇用されている人は 官公庁などとしませ



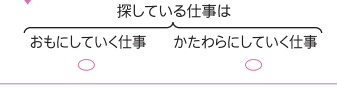
⑬ この1年間に仕事を探したり 開業の準備をしたことがありますか
この1か月にした
この1か月にはしなかったがこの1年間にした
この1年間には全くしなかった



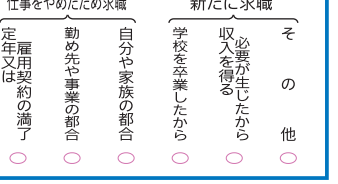
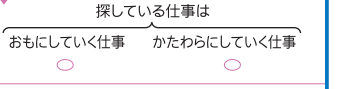
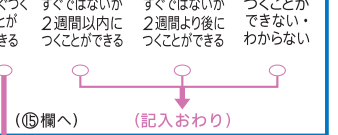
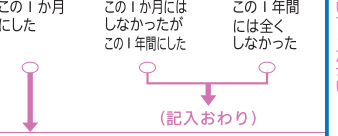
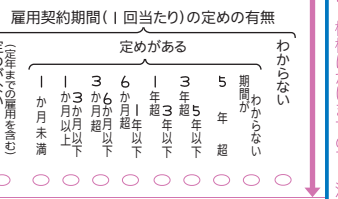
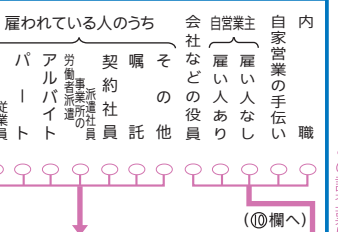
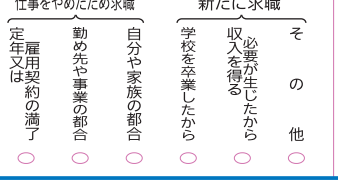
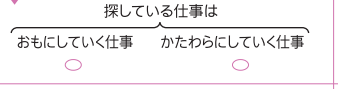
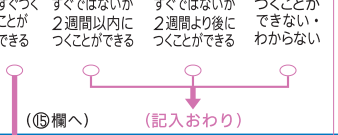
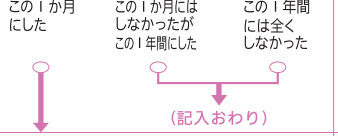
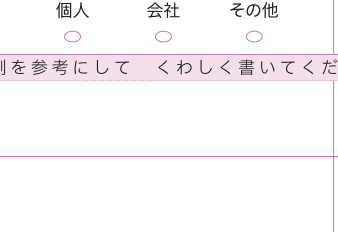
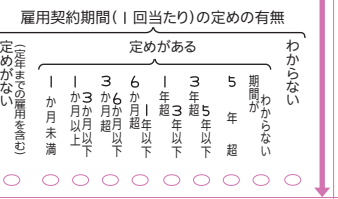
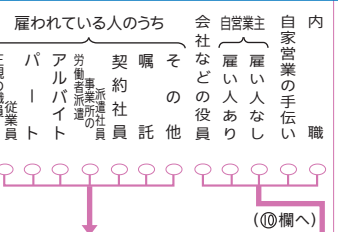
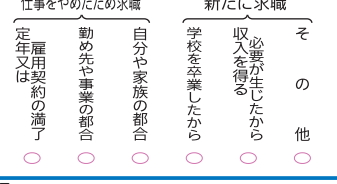
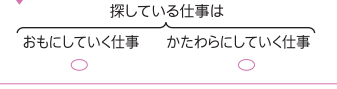
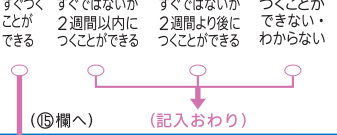
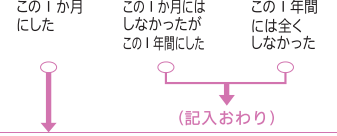
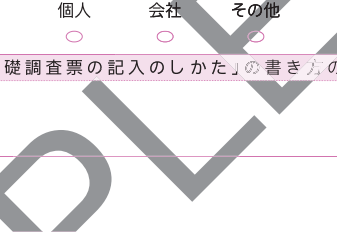
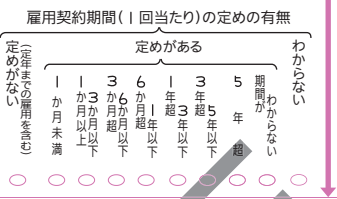
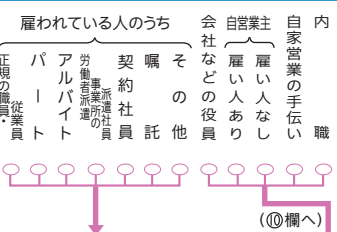
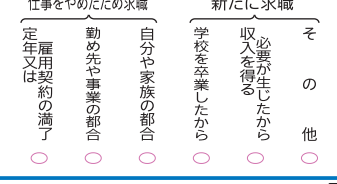
⑭ 今仕事があれば すぐつくことができますか
すぐつく
すぐではないが2週間以内につくことができる
すぐではないが2週間より後につくことができる
つくことができない/わからない



⑮ 探している仕事について
・かたわらにしてい仕事とは 通学や家事などのかたわらにする仕事をいいます



⑯ 仕事を探し始めた理由
・勤め先や事業の都合とは 人員整理・会社倒産・事業不振などをいいます



この調査票は機械にかけますので汚したり丸めたり最初に折られている以上にはついたりしないでください



この調査は、統計法に基づき政府が実施する基幹統計調査です。
秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

政府統計

たて線1本、すきまをあける、上につきぬける、角をつける

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

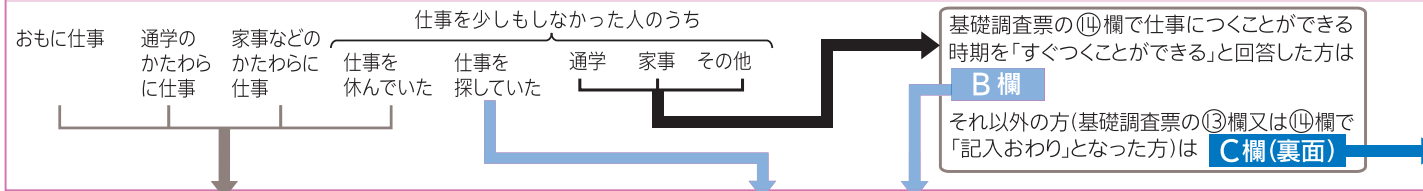
はねない とじる

令和 年 月 分 総務省統計局

- 記入には必ず黒の鉛筆又は黒のシャープペンシルを使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。
- 答えを記入する欄が○の場合は、当てはまる○を●のように一つだけぬりつぶしてください(A4, B1を除く)。
- 答えを数字で記入する欄は、右上の例のように、枠からはみださないように、右づめで書いてください。

氏名	調査員 記入欄	基礎調査票 枚目の 人目	調査区符号	世帯符号
----	------------	-----------------	-------	------

基礎調査票の「⑤ 月末1週間（ただし12月は20～26日）に仕事をしたかどうかの別」欄の回答に基づき
下図の矢印にしたがって **A欄**、**B欄** 又は裏面の **C欄** から 記入してください



A 欄	
A1 この1週間に仕事を した時間が35時間 未満の人はその理由 を記入してください	週35時間未満 週35時間以上
A2 仕事時間についての 希望はありますか	今より増やしたい / 今より減らしたい / とくに希望はない
A3 今の仕事にはいつ ついたのでか	明治 大正 昭和 平成 令和 西暦
A4 どうして今の雇用 形態についている のですか	勤め先や事業の都合 / 自分や家族の都合 / その他
A5 転職などを希望して いますか	転職などを希望している / 転職などを希望していない
A6 今の仕事の就業時間 を増やしたり新しく 仕事を追加すること ができますか	できる / できない
A7 今の仕事の前に何か 仕事をしていたか	したことがある / したことがない

B 欄	
B1 この1か月に仕事を 探したり開業の準備 をするためにどのよ うな方法をとりましたか	求職活動の結果を待っていた / 結果を問い合わせた / 求職の申込みや応募などの / 事業を始める準備 / 資金・資材の調達など / 事業所の求人 / 直接応募 / 学校・知人などに / あっせん・紹介を依頼 / 求人広告・求人情報誌などによる / 労働者派遣事業所に登録 / 民間職業紹介所などに申込み / 公共職業安定所に申込み
B2 仕事を探したり開業 の準備を始めてから の期間はどのくらい になりますか	1か月未満 / 1か月～3か月未満 / 3か月～6か月未満 / 6か月～1年未満 / 1年～2年未満 / 2年以上
B3 探したり開業の準備 をしている仕事は どのような仕事 ですか	雇われてする仕事 / 自分で経営する仕事 / 内職 / その他
B4 仕事につけないのは どうしてですか ・おもな理由一つに 記入してください	賃金・給料が / 勤務時間・休日などが / 求人年齢と自分の / 希望する種類・内容の / 希望する技術や技能が / 求人要件に満たない / 希望する仕事がない / 条件にこだわらないが / 仕事がない / その他
B5 今までに仕事を していたことが ありますか	ある / ない

この調査票は、機械にかけますので、汚したり、折ったり、丸めたり、しなごうでください。

世帯では、表も裏も、太枠の中だけに記入してください。

D欄へ E欄へ D欄へ E欄へ

この調査票は 機械にかけますので 汚したり 折ったり 丸めたり しないでください

C 欄

C1 収入になる仕事につくことを希望していますか	希望している <input type="radio"/> すでに仕事が決まっている <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">学校卒業後につく</td> <td style="text-align: center;">その他 4週間以内につく</td> <td style="text-align: center;">5週目以降につく</td> </tr> </table> 希望していない <input type="radio"/>	学校卒業後につく	その他 4週間以内につく	5週目以降につく		
学校卒業後につく	その他 4週間以内につく	5週目以降につく				
	<input type="radio"/> (C3へ) <input type="radio"/> (C5へ)					
C2 仕事をしたいと思っながら現在仕事を探していないのはどうしてですか	適当な仕事がありそうにない <input type="radio"/> 近づくに仕事がありそうにない <input type="radio"/> 勤務時間・賃金などが希望にあう仕事がない <input type="radio"/> 今の景気や季節ではあう仕事がない <input type="radio"/> 仕事がありそうにない <input type="radio"/> 勤務時間・賃金などが希望にあう仕事がない <input type="radio"/> 出産・育児のため <input type="radio"/> 介護・看護のため <input type="radio"/> 健康上の理由のため <input type="radio"/> その他 <input type="radio"/>					
C3 希望している仕事又は決まっている仕事はどのような仕事ですか	雇われてする仕事 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">正規の職員・従業員</td> <td style="text-align: center;">パート・アルバイト</td> <td style="text-align: center;">労働者派遣</td> <td style="text-align: center;">派遣社員</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> </table> 自分で経営する仕事 <input type="radio"/> 内職 <input type="radio"/> その他 <input type="radio"/>	正規の職員・従業員	パート・アルバイト	労働者派遣	派遣社員	その他
正規の職員・従業員	パート・アルバイト	労働者派遣	派遣社員	その他		

基礎調査票の③欄で求職活動を「この1か月にはしなかったがこの1年間にした」「この1年間には全くしなかった」と回答した方のみ記入してください(それ以外の方はC5へ)

C4 今仕事があればすぐつくことができますか	すぐつくことができます <input type="radio"/>	すぐではないが2週間以内につくことができます <input type="radio"/>	すぐではないが2週間より後につくことができます <input type="radio"/>	つくことができない・わからない <input type="radio"/>
----------------------------------	-----------------------------------	--	---	---------------------------------------

C5 今までに仕事をしていたことがありますか	ある <input type="radio"/>	ない <input type="radio"/>
----------------------------------	--------------------------	--------------------------

D 欄へ
E 欄へ

D 欄

D1 前にしていた仕事はいつやめたのですか	過去3年以内にやめた <input type="radio"/> 3年より前にやめた <input type="radio"/>																		
	平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 令和 <input type="text"/>年 <input type="text"/>月 <input type="text"/>日 西暦 <input type="text"/>年 <input type="text"/>月 <input type="text"/>日 (D6へ)																		
D2 前にしていた仕事は勤めていたのですか自分で事業を営んでいたのですか	雇われていた人 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">正規の職員・従業員</td> <td style="text-align: center;">パート・アルバイト</td> <td style="text-align: center;">労働者派遣</td> <td style="text-align: center;">派遣社員</td> <td style="text-align: center;">契約社員・嘱託</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> </table> 会社などの役員 <input type="radio"/> 自営業主 <input type="radio"/> 自家営業の手伝い <input type="radio"/> 内職 <input type="radio"/>	正規の職員・従業員	パート・アルバイト	労働者派遣	派遣社員	契約社員・嘱託	その他												
正規の職員・従業員	パート・アルバイト	労働者派遣	派遣社員	契約社員・嘱託	その他														
D3 前にしていた仕事の事業の内容																			
D4 前にしていた仕事の内容																			
D5 前にしていた仕事の勤め先・業主などの企業全体の従業者数	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1人</td><td>2人</td><td>5人</td><td>10人</td><td>30人</td><td>100人</td><td>500人</td><td>1000人以上</td><td>官公庁など</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td> </tr> </table>	1人	2人	5人	10人	30人	100人	500人	1000人以上	官公庁など	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
1人	2人	5人	10人	30人	100人	500人	1000人以上	官公庁など											
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>											
D6 前にしていた仕事をどうしてやめたのですか	会社倒産・事業所閉鎖のため <input type="radio"/> 人員整理・勧奨退職のため <input type="radio"/> 事業不振や先行き不安のため <input type="radio"/> 定年又は雇用契約の満了のため <input type="radio"/> より良い条件の仕事を探すため <input type="radio"/> 結婚・出産・育児のため <input type="radio"/> 介護・看護のため <input type="radio"/> 家事・通学・健康上の理由のため <input type="radio"/> その他 <input type="radio"/>																		

E 欄へ

E 欄 この欄は全員が記入してください

E1 教育	在学中 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">小学・中学・高校</td> <td style="text-align: center;">短大・高専</td> <td style="text-align: center;">大学・大学院</td> </tr> </table> 卒業 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">小学・中学・高校・旧中</td> <td style="text-align: center;">短大・高専</td> <td style="text-align: center;">大学</td> <td style="text-align: center;">大学院</td> </tr> </table> 在学したことがない <input type="radio"/>	小学・中学・高校	短大・高専	大学・大学院	小学・中学・高校・旧中	短大・高専	大学	大学院	E2 この1年間のすべての仕事からの収入(税込み)はどのくらいですか																	
小学・中学・高校	短大・高専	大学・大学院																								
小学・中学・高校・旧中	短大・高専	大学	大学院																							
		<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>収入なし</td><td>50万円未満</td><td>50万円</td><td>100万円</td><td>150万円</td><td>200万円</td><td>300万円</td><td>400万円</td><td>500万円</td><td>700万円</td><td>1000万円</td><td>1500万円以上</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td><td><input type="radio"/></td> </tr> </table>	収入なし	50万円未満	50万円	100万円	150万円	200万円	300万円	400万円	500万円	700万円	1000万円	1500万円以上	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
収入なし	50万円未満	50万円	100万円	150万円	200万円	300万円	400万円	500万円	700万円	1000万円	1500万円以上															
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>															

労働力調査の実施の必要性

1 調査の目的・必要性

労働力調査（以下「本調査」という。）は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項第3号に規定する基幹統計である労働力統計を作成するための調査である。

本調査は、我が国における就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得るための調査として不可欠である。

【政府内において想定される主な利活用】

[区分]

- 重要な政策の立案・実施・評価のための基礎資料
- 基幹統計など重要な統計作成への利用
- 国際機関への提供など国際比較上の利用
- その他

[具体的な利活用]

- ・ 政府が毎月発表する「月例経済報告」における雇用面の景気分析指標として利用
 - ・ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020改訂版）」における政府目標として利用（例：25～44歳の女性就業率を政府目標として設定）
 - ・ 「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）における目標値・フォローアップ指標として利用（例：女性の登用状況の目標値・フォローアップ指標として利用）
 - ・ 「成長戦略実行計画」（令和3年6月18日閣議決定）におけるコロナ禍における正規、非正規雇用者の動向として利用
 - ・ 国民経済計算における雇用者報酬の推計に利用
 - ・ 国際比較のための利用（国際機関（国際労働機関（ILO）、国際通貨基金（IMF）、経済協力開発機構（OECD）など）における就業者数、失業者数等の国際比較）
 - ・ 男女共同参画白書、子供・若者白書などにおける分析に利用
- など

2 他の統計調査との重複

本調査を代替できる統計調査は、他にない。

3 行政記録情報等の利活用

本調査の調査事項を代替できる行政記録情報は、ない。

4 事業所母集団データベースを利用した重複是正等

本調査は、世帯を対象とした調査であることから、事業所母集団データベースは利用しない。